

防人1第262号
14. 1. 17
一部改正 防人計第354号
19. 1. 9
一部改正 防人計第8444号
19. 8. 31
一部改正 防官文(事)第18号
27. 10. 1

長官官房長
人事教育局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
統合幕僚会議議長
技術研究本部長
契約本部長

事務次官

調達等関係業務及び補助金等関係業務に従事している職員の補
職替え等について（通達）

調達等関係業務及び補助金等関係業務に従事している職員に係る人事管理
等をより適正に実施するため、これらの業務に従事している職員の補職替え
等については、別紙により実施することとされたので、遺漏のないよう措置
されたい。

写送付先：防衛施設庁長官

調達等関係業務及び補助金等関係業務に従事している職員の補職替え等について

1 用語の定義

- (1) この調達において「各機関」とは、防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁をいう。
- (2) 「調達等関係職員」とは、次に掲げる調達等関係業務（有償援助による調達に係る業務を除く。）を恒常的又は継続的に行っている職員をいう。
 - ア 調達要求書の作成（当該調達要求のための仕様書の作成を含む。）
 - イ 業者の資格審査及び登録
 - ウ 予定価格の作成
 - エ 原価監査
 - オ 契約相手方の選定及び契約の締結
 - カ 監督及び検査
 - キ 代金の支払
 - ク 調達等関係書類の保全管理
 - ケ 補給、整備、調達、技術を所掌する部課等の業務でア～キに密接に関係する業務
- (3) 補助金等関係職員とは、次に掲げる補助金等関係業務を恒常的又は継続的に行っている職員を言う。
 - ア 補助金の交付に関する業務
 - イ 自衛隊又は駐留軍の行為に係る損失の補償又は損害の賠償に関する業務
 - ウ ア又はイに密接に関係する業務
- (4) この調達において「同一職務」とは、職員が現に就いている職務と同じ内容の職務及び実質的に同一と認められる職務をいう。
- (5) この調達において「補職替え等」とは、事務官等にあつては昇任、降任、転任又は併任させることをいい、自衛官にあつては補職替え及び配置替え（補職の変更を伴わない職務の変更をいう。）をいう。
- (6) この調達において「補職権者等」とは、事務官等にあつては隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）第2条第2項に規定する任免権者をいい、自衛官にあつては同条第3項に規定する補職権者及び配置替えについて権限を有する者をいう。

2 補職替え等の基準

- (1) 補職権者等は、調達等関係職員及び補助金等関係職員（以下「調達・補助金等関係職員」という。）の補職替え等の日から起算して3年を超える日までに同一職務以外の職等への補職替え等を行うものとする。
- (2) 補職権者等は、それぞれ調達・補助金等関係職員の補職替え等を計画的に行うものとし、このため、後任者の養成その他必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 第1項の規定にかかわらず、補職権者等は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該職員の補職替え等を行う時期を延期することができる。この場合においても、できる限り早い時期に当該職員を補職替え等を行うよう努めるものとする。
 - ア 職員が特殊技術者等であって、その後任者を得ることが困難な場合
 - イ 長期にわたる契約を同一の職員に処理させる必要性があるため、途中で当該職員の補職替え等を行うことが著しく困難な場合
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、職員の補職替え等を行うことのできない真にやむを得ない事情がある場合

3 補職替え等に係る通知

- (1) 各機関の長（防衛省本省の内部部局にあつては大臣官房長。以下同じ。）は、防衛大臣が補職替え等する官職若しくは職又は防衛大臣が承認する職に補職されている調達・補助金等関係職員であつて2（3）に規定する理由により3年以上同一職務に従事させざるを得ない者の名簿を作成し、事務官等にあつては大臣官房長に、自衛官にあつては人事教育局長に、あらかじめ別記様式第1により通知するものとする。
- (2) 各機関の長は、毎年4月1日現在において同一職務に3年以上在職する調達・補助金等関係職員の名簿及び調達・補助金等関係職員数調査表を作成し、5月15日までに、事務官等にあつては、別記様式第2及び第3により大臣官房長に、自衛官にあつては、別記様式第2及び第4により人事教育局長に通知するものとする。

4 機関相互間の交流

調達・補助金等関係職員を補職替え等する適当な職等がないため、同一の機関内では補職替え等することが困難な場合には、他の機関との交流を図るものとする。

5 調達・補助金等関係職員を指導監督する者との連携等

- (1) 各機関の長は、2（3）に規定する理由により3年以上同一職務に従事している調達・補助金等関係職員が所属する部課等の長に、当該職員の指導監督等に特に遺漏なきよう努めさせるものとする。
- (2) 各機関の長は、2（3）に規定する理由により3年以上同一職務に従事している調達・補助金等関係職員を指導監督する部課等の長に対し、会計監査の受検に際しては、会計監査の資の一つとして、事前に当該職員の名簿を会計監査を担当する部課等の長に提出させるとともに、会計監査を担当する部課等の長に対し、特に遺漏なきよう監査の実施に努めさせるものとする。

6 その他

この通達の実施に必要な事項は、各機関の長が定める。

同一職務に3年以上在職する調達・補助金等関係職員の名簿

(平成 年 月 日基準)

| 現官職又は 現補職 | 級又は 階級 | 氏名 | 現在の主要職務 | 現官職又は現補職への 発令年月日 | 補職替え等が困難な事情 | 備考 |
|--------------|-----------|----|---------|---------------------|-------------|----|
| | | | | | | |

作成上の注意事項

- 1 この名簿は、3（1）に基づき大臣官房長又は人事教育局長に通知する必要がある者について記載する。
- 2 現在の主要職務については、原価計算、検査、物品の発注等のように分かりやすく記載する。

同一職務に3年以上在職する調達・補助金等関係職員の名簿

(平成 年 4月 1日現在)

| 現官職又は 現補職 | 級又は 階級 | 氏名 | 現在の主要職務 | 現官職又は現補職への 発令年月日 | 補職替え等が困難な事情 | 備考 |
|--------------|-----------|----|---------|---------------------|-------------|----|
| | | | | | | |

作成上の注意事項

- 1 この名簿は、基準日（4月1日）において、同一職務に3年以上勤務している調達・補助金等関係職員について記載する。
- 2 現在の主要職務については、原価計算、検査、物品の発注等のように分かりやすく記載する。

同一職務に3年以上在職する調達・補助金等関係職員数調査表

(平成 年 4月 1日現在)

| 在職年数 | 3年以上～5年未満 | 5年以上～10年未満 | 10年以上 | 合計 |
|----------|-----------|------------|-------|----|
| 指定職 | | | | |
| 行（一） 10級 | | | | |
| 9級 | | | | |
| 8級 | | | | |
| 7級 | | | | |
| 6級 | | | | |
| 5級 | | | | |
| 4級 | | | | |
| 3級 | | | | |
| 2級 | | | | |
| 1級 | | | | |
| 行（二） 5級 | | | | |
| 4級 | | | | |
| 3級 | | | | |
| 2級 | | | | |
| 1級 | | | | |
| その他 | | | | |
| 合計 | | | | |

- 作成要領： 1 空欄に、基準日（4月1日）において、同一職務に3年以上勤務することになる調達・補助金等関係職員数を記載。
 2 その他の欄には、行（一）又は行（二）以外の俸給表に該当する調達・補助金等関係職員について、記載すること。

同一職務に3年以上在職する調達・補助金等関係職員数調査表

(平成 年 4月 1日現在)

| 在職年数 | 3年以上～5年未満 | 5年以上～10年未満 | 10年以上 | 合計 |
|------|-----------|------------|-------|----|
| 将 | | | | |
| 将補 | | | | |
| 1等 佐 | | | | |
| 2等 佐 | | | | |
| 3等 佐 | | | | |
| 1等 尉 | | | | |
| 2等 尉 | | | | |
| 3等 尉 | | | | |
| 准 尉 | | | | |
| 曹長 | | | | |
| 1等 曹 | | | | |
| 2等 曹 | | | | |
| 3等 曹 | | | | |
| 士長 | | | | |
| 1等 士 | | | | |
| 2等 士 | | | | |
| 合計 | | | | |

作成要領：空欄に、基準日（4月1日）において、同一職務に3年以上勤務することになる調達・補助金等関係職員数を記載。